

令和元年12月25日
道路局・都市局・鉄道局

改良すべき踏切道の指定（第5弾）新たに129箇所を追加 ～地域の実情に応じた幅広い踏切道対策を推進～

国土交通省は本日、地域の実情に応じた幅広い踏切道の対策を推進するため、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国129箇所の指定を行いました。（別紙参照）

今回の指定は、平成28年に改正された踏切道改良促進法に基づく第5弾の指定となり、指定数は合計で1,129箇所となります。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、改良すべき踏切道として、新たに全国129箇所を指定し、これまでに指定した踏切道1,000箇所と合わせ、全国で1,129箇所*となります。

※旧法(平成23～27年度)下での五年間の指定数の4倍以上。

- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅の他、当面の対策や踏切道の周辺対策など、ソフト・ハード両面から、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 今後も、指定踏切道の対策促進を図るとともに、残る課題のある踏切等について、順次、指定に向けた検討を行ってまいります。

【参考】 国土交通省 道路局HP（踏切対策の推進）

(http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

＜問い合わせ先＞ 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 金森（内線 37342）
（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課 課長補佐 川崎（内線 32852）
（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 井相田（内線 57886）
（課直通） TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

■踏切道改良促進法に基づく法指定数

都道府県	第1弾～第4弾 (H28～30年度)	第5弾 (R1年度)	合計
北海道	10	1	11
青森県	6	0	6
岩手県	7	0	7
宮城県	3	0	3
秋田県	5	0	5
山形県	2	1	3
福島県	4	0	4
茨城県	11	0	11
栃木県	21	0	21
群馬県	16	1	17
埼玉県	92	1	93
千葉県	36	5	41
東京都	127	4	131
神奈川県	65	1	66
山梨県	4	1	5
長野県	11	0	11
新潟県	17	0	17
富山県	19	1	20
石川県	3	0	3
岐阜県	14	0	14
静岡県	31	4	35
愛知県	96	5	101
三重県	29	0	29
福井県	8	0	8
滋賀県	11	0	11
京都府	37	7	44
大阪府	105	44	149
兵庫県	72	18	90
奈良県	37	0	37
和歌山県	2	16	18
鳥取県	7	0	7
島根県	5	0	5
岡山県	6	1	7
広島県	15	15	30
山口県	10	0	10
徳島県	3	1	4
香川県	3	0	3
愛媛県	7	1	8
高知県	2	0	2
福岡県	27	1	28
佐賀県	5	0	5
長崎県	4	0	4
熊本県	1	0	1
大分県	1	0	1
宮崎県	3	0	3
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0
合計	1,000	129	1,129

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名				
三軒屋道路	北海道函館市	北海道旅客鉄道(株)	函館線	市道	栲裡上磯線	第二条第8号	-	-	-
下馬	山形県新庄市	東日本旅客鉄道(株)	陸羽西線	県道	新庄戸沢線	第二条第10号	-	-	-
第17号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	市道	08-068号線	第二条第10号	-	-	-
第一松山街道	埼玉県鴻巣市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	市道	A-1028号線	第二条第10号	-	-	-
高根公園2号	千葉県船橋市	新京成電鉄(株)	新京成線	市道	55-015号線	第二条第10号	-	-	-
京成中山3号	千葉県船橋市	京成電鉄(株)	京成本線	市道	01-005号線	第二条第9号	-	-	-
勝田台4号	千葉県佐倉市	京成電鉄(株)	京成本線	市道	2-358号線	第二条第9号	-	-	-
志津3号	千葉県佐倉市	京成電鉄(株)	京成本線	市道	2-399号線	第二条第9号	-	-	-
京成大久保2号	千葉県習志野市	京成電鉄(株)	京成本線	市道	09-002号	第二条第9号	-	-	-
中延1号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	区道	IV-123号線	第二条第9号	-	-	-
千鳥町3号	東京都大田区	東急電鉄(株)	池上線	区道	B-9-5号線	第二条第9号	-	-	-
池上3号	東京都大田区	東急電鉄(株)	池上線	区道	B-8-93号線	第二条第9号	-	-	-
千鳥町4号	東京都大田区	東急電鉄(株)	池上線	区道	B-8-85号線	第二条第9号	-	-	-
八丁畷第1	神奈川県横浜市鶴見区	京浜急行電鉄(株)	本線	市道	市場第200号線	第二条第10号	-	-	-
日俣	富山県中新川郡立山町	富山地方鉄道(株)	立山線	町道	日俣線	第二条第10号	-	-	-
小舟山	山梨県富士吉田市	富士急行(株)	大月線	市道	新町通り線	第二条第10号	-	-	-
鷹匠第3	静岡県静岡市葵区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	菅田町2号線	第二条第9号	-	-	-
長沼第2	静岡県静岡市葵区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	長沼18号線	第二条第9号	-	-	-
七ツ新屋第3	静岡県静岡市清水区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	有度本町七ツ新屋一丁目線	第二条第9号	-	-	-
七ツ新屋第4	静岡県静岡市清水区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	有度本町七ツ新屋二丁目線	第二条第9号	-	-	-
西ノ口9号	愛知県常滑市	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	1187号	第二条第10号	-	-	-
西ノ口5号	愛知県常滑市	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	1160号	第二条第10号	-	-	-
西ノ口6号	愛知県常滑市	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	1220号	第二条第10号	-	-	-
大野町10号	愛知県常滑市	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	1113号	第二条第10号	-	-	-
大野町1号	愛知県常滑市	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	1049号	第二条第10号	-	-	-
京町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	府道	大津淀線	第二条第9号	-	-	-
平戸橋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	宇治線	市道	平戸通	第二条第9号	-	-	-
葎島	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	宇治線	市道	向島36号線	第二条第9号	-	-	-
津田電線	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	市道	焼野2号線	第二条第9号	-	-	-
木津川北	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	市道	在応寺・松ヶ本線	第二条第9号	-	-	-
常昌院	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	市道	高坊科手線	第二条第9号	-	-	-
八幡下手	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	市道	横町線	第二条第9号	-	-	-
鳥取ノ荘1号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	府道	鳥取・吉見・泉佐野線	第二条第9号	-	-	-
箱作18号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	府道	淡輪停車場線	第二条第9号	-	-	-
樽井5号	大阪府泉南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	府道	鳥取・吉見・泉佐野線	第二条第9号	-	-	-
滝谷1号	大阪府富田林市	南海電気鉄道(株)	高野線	府道	富田林泉大津線	第二条第9号	-	-	-
金剛12号	大阪府富田林市	南海電気鉄道(株)	高野線	府道	河内長野美原線	第二条第9号	-	-	-
萩原天神7号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	丈六7号線	第二条第9号	-	-	-
萩原天神8号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	丈六北野田1号線	第二条第9号	-	-	-
北野田2号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西野南野田1号線	第二条第9号	-	-	-
北野田3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	府道	大阪狭山線	第二条第9号	-	-	-

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
萩原天神2号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	日置荘草尾線	第二条第9号	-	-	-	-
萩原天神3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	日置荘原寺5号線	第二条第9号	-	-	-	-
初芝8号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	日置荘西日置荘原寺1号線	第二条第9号	-	-	-	-
初芝5号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	日置荘西町13号線	第二条第9号	-	-	-	-
初芝3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	日置荘西町8号線	第二条第9号	-	-	-	-
白鷺1号	大阪府堺市北区	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	金岡71号線	第二条第9号	-	-	-	-
河内長野2号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	原町喜多線	第二条第9号	-	-	-	-
河内長野3号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	喜多6号線	第二条第9号	-	-	-	-
樽井2号	大阪府泉南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	樽井中央海岸線	第二条第9号	-	-	-	-
樽井7号	大阪府泉南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	藤の川天神線	第二条第9号	-	-	-	-
大阪狭山市3号	大阪府大阪狭山市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	狭山東村線	第二条第9号	-	-	-	-
樽井14号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	尾崎・自然田線	第二条第9号	-	-	-	-
尾崎4号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取14号線	第二条第9号	-	-	-	-
尾崎2号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	尾崎35号線	第二条第9号	-	-	-	-
尾崎12号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取48号線	第二条第9号	-	-	-	-
尾崎11号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取33号線	第二条第9号	-	-	-	-
尾崎8号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取線	第二条第9号	-	-	-	-
鳥取ノ荘2号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取65号線	第二条第9号	-	-	-	-
鳥取ノ荘5号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	西鳥取68号線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作2号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘55号線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作3号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘53号線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作4号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘135号線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作7号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘63号線	第二条第9号	-	-	-	-
鳥取ノ荘14号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘15号線	第二条第9号	-	-	-	-
鳥取ノ荘15号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘130号線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作10号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘134号	第二条第9号	-	-	-	-
箱作1号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	下荘湍港線	第二条第9号	-	-	-	-
樽井11号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	尾崎港線	第二条第9号	-	-	-	-
淡輪1号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	東御陵湍港線	第二条第9号	-	-	-	-
淡輪7号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	赤江線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作14号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	戎谷線	第二条第9号	-	-	-	-
淡輪2号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	淡輪一区中央線	第二条第9号	-	-	-	-
淡輪3号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	淡輪西線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作16号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	大間海浜線	第二条第9号	-	-	-	-
箱作15号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	町道	山田1号線	第二条第9号	-	-	-	-
古田	兵庫県加古郡播磨町	山陽電気鉄道(株)	本線	県道	別府平岡線	第二条第10号	-	-	-	-
長田天神	兵庫県神戸市長田区	神戸電鉄(株)	有馬線	市道	滝谷町2号線	第二条第9号	-	-	-	-
大池東	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	有馬線	市道	大池30号線	第二条第9号	-	-	-	-
栗山	兵庫県姫路市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	手柄118号線	第二条第10号	-	-	-	-
魚住東	兵庫県明石市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	魚住343号線	第二条第10号	-	-	-	-
八木	兵庫県明石市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	大久保59号線	第二条第10号	-	-	-	-

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名				
中八木西	兵庫県明石市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	大久保86号線	第二条第10号	-	-	-
別府西	兵庫県加古川市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	坂井別府線	第二条第10号	-	-	-
大廻り西第2	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	緑が丘志染線	第二条第9号	-	-	-
野々池沢	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	東吉田広野線	第二条第9号	-	-	-
谷後第1	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	府内大村線	第二条第9号	-	-	-
谷後第4	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	大村山田線	第二条第9号	-	-	-
荒井道	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	高砂34号線	第二条第10号	-	-	-
曾根	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	曾根15号線	第二条第10号	-	-	-
芦谷	兵庫県小野市	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	122号線	第二条第9号	-	-	-
広畑第1	兵庫県三田市	神戸電鉄(株)	三田線	市道	広畑線	第二条第9号	-	-	-
双子	兵庫県加古郡播磨町	山陽電気鉄道(株)	本線	町道	古宮・土山線	第二条第10号	-	-	-
古田東	兵庫県加古郡播磨町	山陽電気鉄道(株)	本線	町道	本荘・古田線	第二条第10号	-	-	-
紀ノ川4号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	県道	新和歌浦梅原線	第二条第9号	-	-	-
和歌山大学前4号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	貴志49号線	第二条第9号	-	-	-
和歌山大学前3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	南海本線	市道	大谷向線	第二条第9号	-	-	-
八幡前2号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	市道	古屋本脇線	第二条第9号	-	-	-
紀ノ川10号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	市道	野崎86号線	第二条第9号	-	-	-
中松江6号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	市道	松江45号線	第二条第9号	-	-	-
東松江1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	市道	松江3号線	第二条第9号	-	-	-
和歌山市7号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	和歌山港線	市道	砂山1号線	第二条第9号	-	-	-
学文路1号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	有岡線	第二条第9号	-	-	-
林間田園都市1号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	橋谷上平線	第二条第9号	-	-	-
橋本1号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	橋本駅前原田線	第二条第9号	-	-	-
紀伊清水2号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	社皇宇神社線	第二条第9号	-	-	-
紀伊清水8号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	清水土居橋線	第二条第9号	-	-	-
天見2号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	矢倉脇区内1号線	第二条第9号	-	-	-
天見3号	和歌山県橋本市	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	矢倉脇区内線	第二条第9号	-	-	-
学文路3号	和歌山県伊都郡九度山町	南海電気鉄道(株)	高野線	町道	23号線	第二条第9号	-	-	-
今立川	岡山県笠岡市	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	青池小島屋線	第二条第8号	第二条第10号	-	-
大正通第1	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	県道	府中海田線	第二条第10号	-	-	-
大正通第2	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	呉線	県道	府中海田線	第二条第10号	-	-	-
の場川西	広島県広島市安芸区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	県道	瀬野船越線	第二条第10号	-	-	-
引地	広島県広島市安芸区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	安芸3区72号線	第二条第10号	-	-	-
船越	広島県広島市安芸区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	安芸3区59号線	第二条第4号	-	-	-
青崎第6	広島県広島市南区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	南2区8号線	第二条第10号	-	-	-
青崎第3	広島県広島市南区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	南2区11号線	第二条第10号	-	-	-
堀越第1	広島県広島市南区	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	市道	南2区9号線	第二条第10号	-	-	-
青崎第10	広島県安芸郡府中町	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	町道	青崎桃山線	第二条第2号	-	-	-
鹿籠	広島県安芸郡府中町	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	町道	茂陰鹿籠線	第二条第10号	-	-	-
瀬ノ川西	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	呉線	町道	2号線	第二条第10号	-	-	-
瀬ノ川東	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	呉線	町道	3号線	第二条第10号	-	-	-

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名				
中店第1	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	町道	1号線	第二条第10号	-	-	-
海田市第1	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	呉線	町道	4号線	第二条第10号	-	-	-
新町	広島県安芸郡海田町	西日本旅客鉄道(株)	山陽本線	町道	1号線	第二条第3号	-	-	-
大戸井東	徳島県吉野川市	四国旅客鉄道(株)	徳島線	市道	(2)東須賀・大戸井線	第二条第10号	-	-	-
竿	愛媛県新居浜市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	市道	(他)沢支線	第二条第10号	-	-	-
清水	福岡県北九州市小倉南区	九州旅客鉄道(株)	日田彦山線	市道	上石田24号線	第二条第10号	-	-	-

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

- 交通の安全の確保とその円滑化を図るため、踏切道改良促進法の指定期限を5年間延長するほか、地域と連携した幅広い踏切道の対策を促進するための措置を講じたところ。

◆依然として多い踏切事故・渋滞

- 法施行(S36年)後50年で、
 - ・踏切数半減(約7万→約3.4万)
 - ・遮断機の無い踏切も約1割まで減少
- 踏切事故は約1日に1件、約4日に1人死亡
※踏切事故件数236件、死亡者数101人(H27年度)
死亡者に占める歩行者の割合:約8割/
(うち65歳以上の高齢者:約4割)
- 開かずの踏切は約500箇所存在する一方、立体交差化等の抜本対策には長期間が必要
※開かずの踏切の事故件数は他の踏切の約4倍
- 現行法に基づく踏切改良の方法は、
 - ・ 立体交差化
 - ・ 構造の改良
 - ・ 保安設備の整備 等に限定
- 鉄道事業者・道路管理者以外の地域の関係者と連携した取組が必要



◆改正概要

○改良すべき踏切道の指定期限を5年間延長(H28~32年度)

※課題のある踏切は、改良の方法が合意されていなくとも指定する仕組みに改正。

○踏切道の改良方法の拡充

- 従前の対策に加え、当面の対策(カラー舗装等)や踏切周辺対策(駅周辺の駐輪場整備やバリアフリー化等による踏切横断交通量の低減)等を位置づけ、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員

○改良方法を検討するための協議会制度の創設

- 地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた対策を検討
- ※保安設備整備に係る補助制度の拡充により、高齢者等の歩行者事故対策を強化。
また、連続立体交差化を無利子貸付で支援(継続)。

改正法に基づき、課題のある踏切を指定※し、H32年度までに下記の達成を目指す。 ※少なくとも1,000箇所以上を指定。

・踏切事故件数:約1割削減

(H27年 242件 → H32年 約220件)

・踏切遮断による損失時間:約5%削減

(H25年度 約123万人・時/日 → H32年度 約117万人・時/日)